



（ろすのん）

食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

フードバンク活動の推進に向けて

食料産業局 バイオマス循環資源課

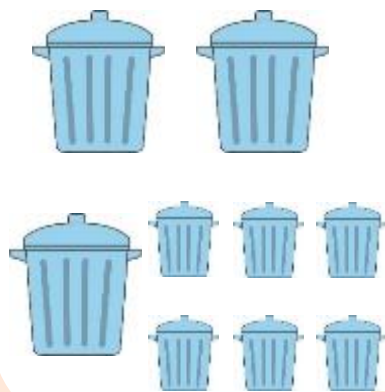
農林水産省

日本の「食品ロス」 約646万トン



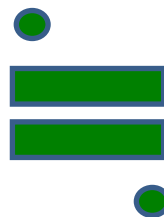
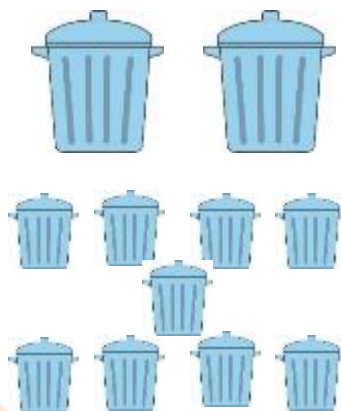
事業系

約357万トン



家庭系

約289万トン



国民1人当たり食品ロス量

1日 約139g

※ 茶碗約1杯のご飯の量に相当

年間 約51kg

※ 年間1人当たりの米の消費量
(約54kg) に相当

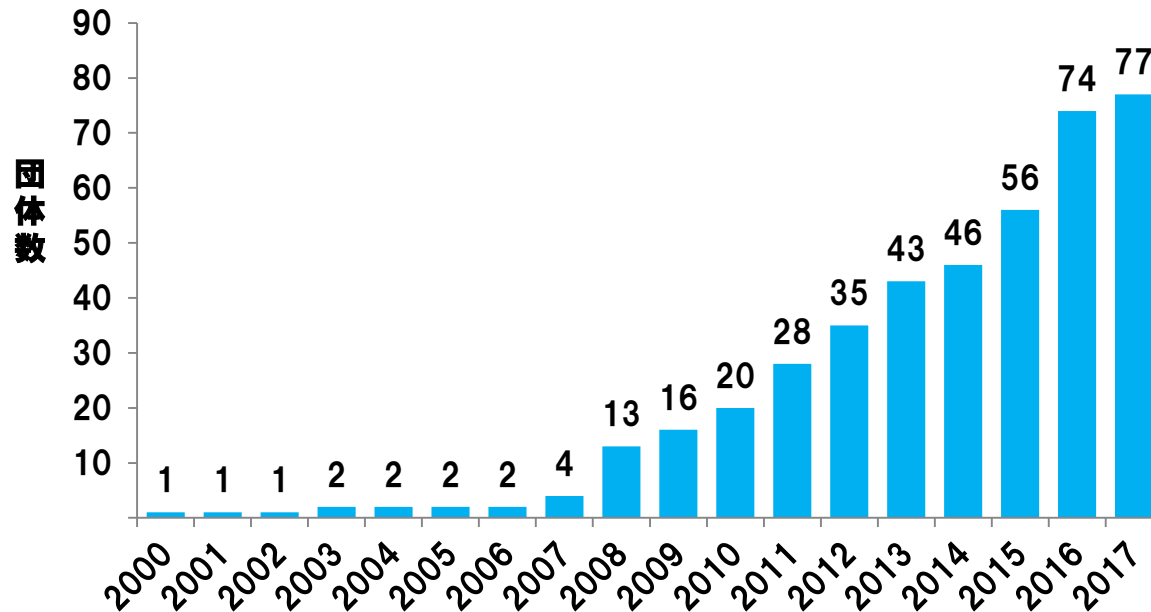


資料：総務省人口推計(27年度)
平成29年度食料需給表（概算値）

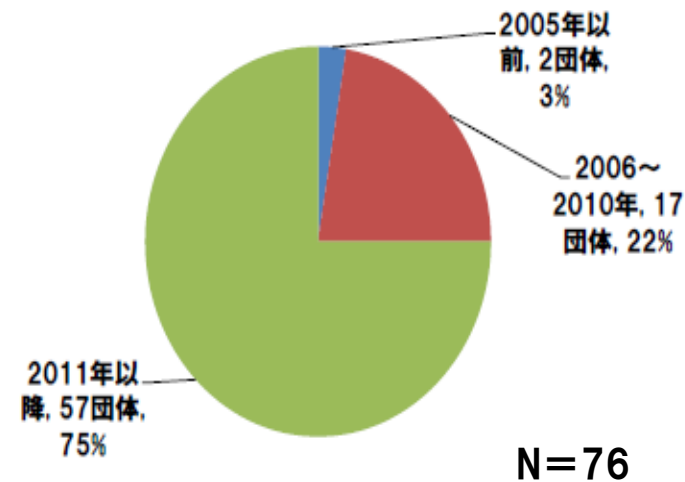
●フードバンク活動の開始時期

- ✓ 「食品ロス削減」と「食のセーフティネット」の必要性を背景に、2000年代半ばから、わが国においてもフードバンク活動が広がっている（平成29年1月時点で77団体が活動）
- ✓ 2005年以前に活動していたのは2団体。2006年～2010年には17団体が活動を開始。
- ✓ 全体の4分の3超（57団体）は2011年以降に活動を開始しており、そのうち21団体は2015年以降に活動を始めた新しい団体。

国内のフードバンク活動団体数



活動開始時期



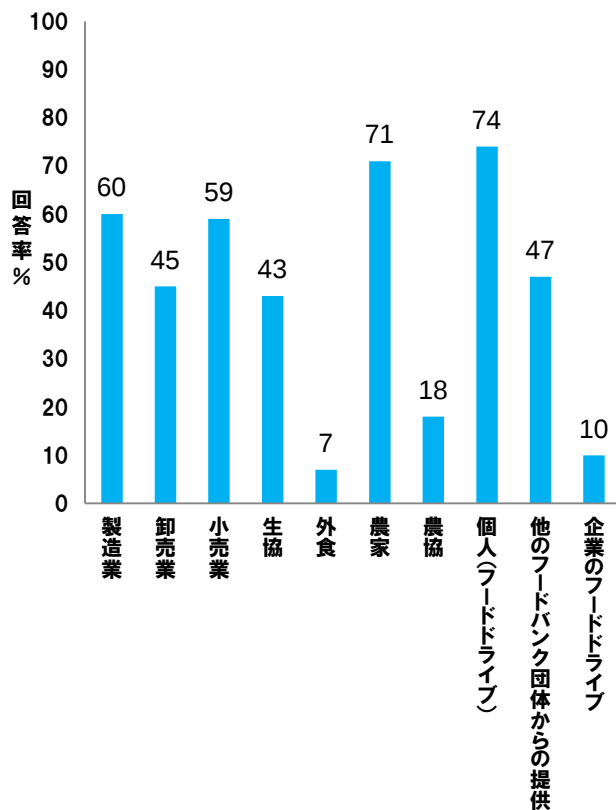
※2017年は1月時点の数値

●フードバンク活動の食品の流れ

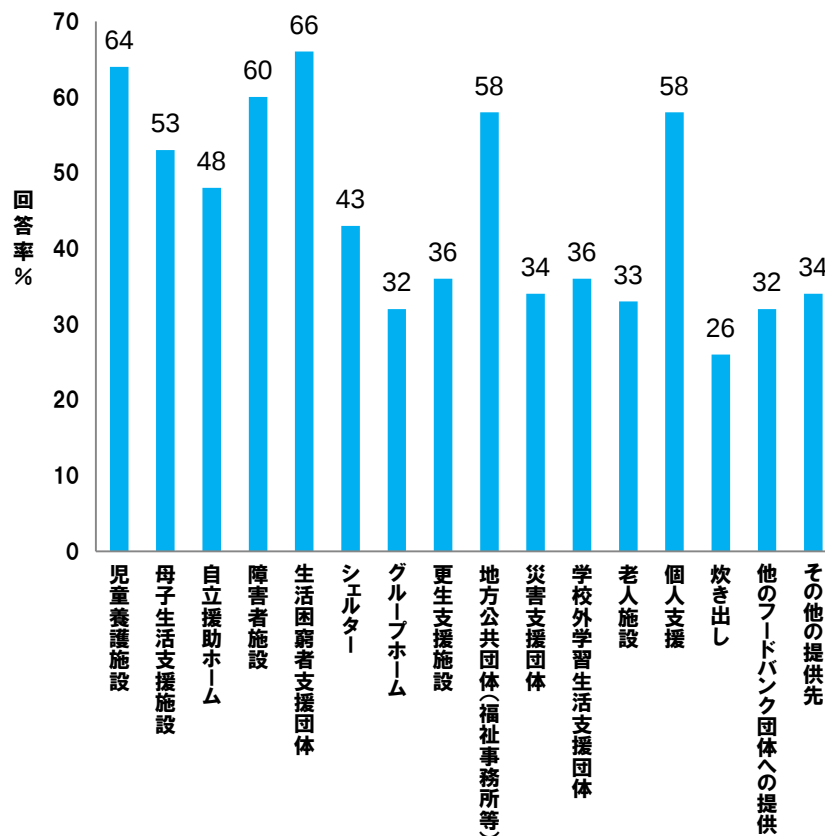
- ✓ 「他のフードバンクからの提供」を受けている団体は約47%
- ✓ 「他のフードバンクへの提供」を行っている団体は約32%
- ✓ 子供食堂への提供は15%

フードバンクの連携

どこから食品をもらう？



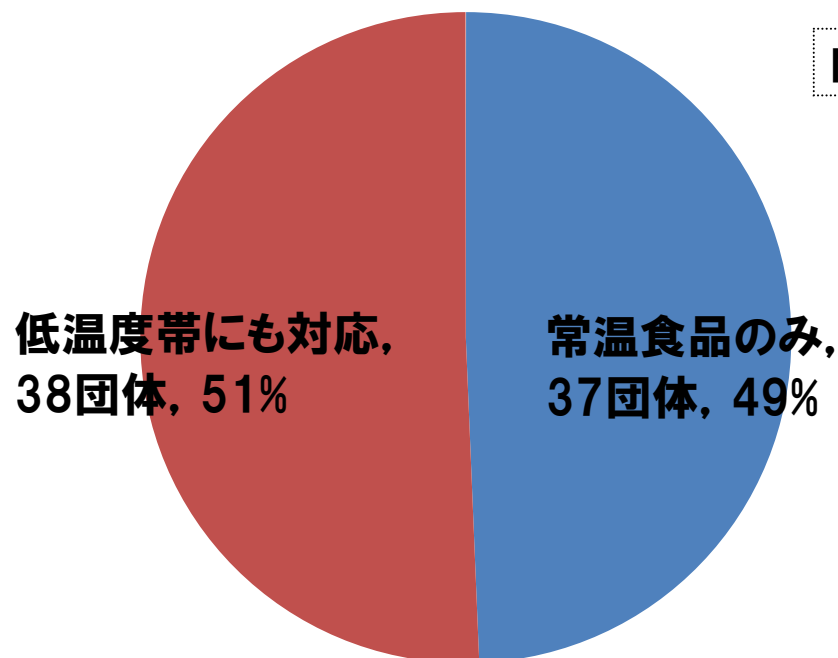
どこに食品届ける？



その他の提供先 (MA)		
提供先種別	回答数	回答率 %
子供食堂	11	15.1
社会福祉協議会	2	2.7
ホームレス支援団体	1	1.4
難病デイケア施設	1	1.4
重度障がい者支援団体	1	1.4
薬物依存症リハビリテーション施設	1	1.4
里親グループ	1	1.4
行政から受託した生活自立支援事業者	1	1.4
教会などの宗教施設	1	1.4
中学校	1	1.4
生活就労支援センター	1	1.4
プレイバーク	1	1.4
外国人支援団体	1	1.4
外国人留学生	1	1.4
東日本大震災被災者	1	1.4

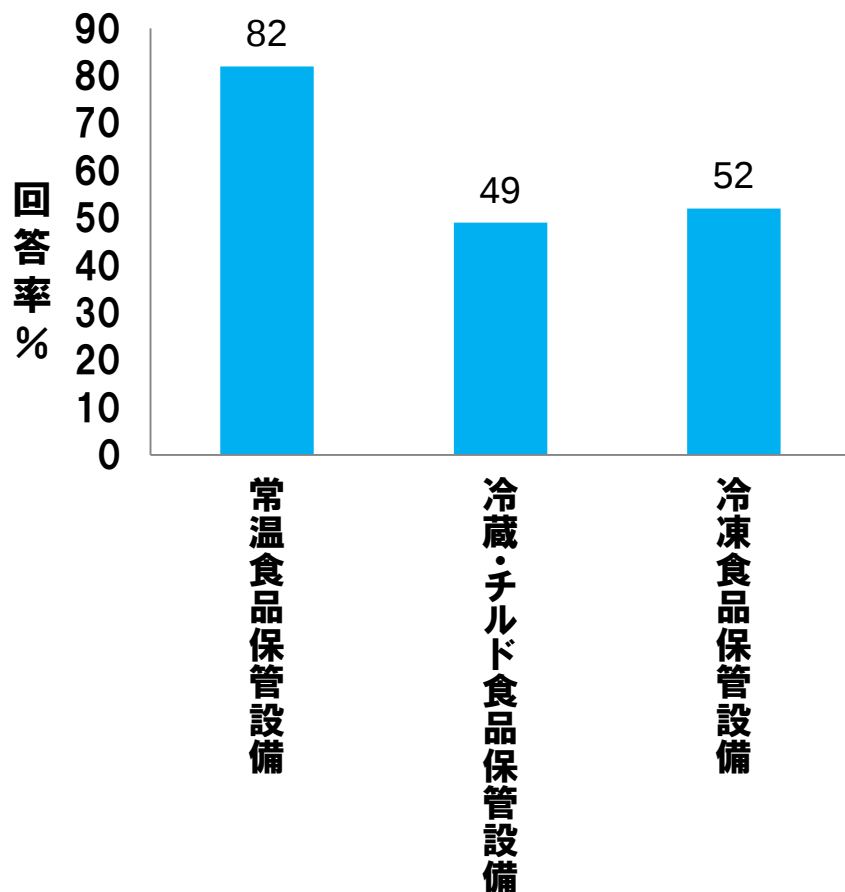
●フードバンクの類型取扱食品の種類による分類

- ✓ 取扱食品の種類で見ると、約半数のフードバンクが常温食品のみを取り扱い、約半数のフードバンクが低温度帯にも対応。



- ✓ 8割超の団体が常温保管施設を保有し、約5割が冷蔵・チルド、冷凍保管設備を保有している。
- ✓ 食品管理について、受取基準やトレサの確認方法を独自に定めている団体もある。

保管設備の保有率 %



受取基準の例

- ◆ 賞味期限について
「1週間以上残っているもの」
- ◆ 商品状態について
「未開封・未使用であること」

トレーサビリティ確保の記録事項の例

提供者名、商品名、賞味期限、製造元、
連絡先、提供先、入出荷日

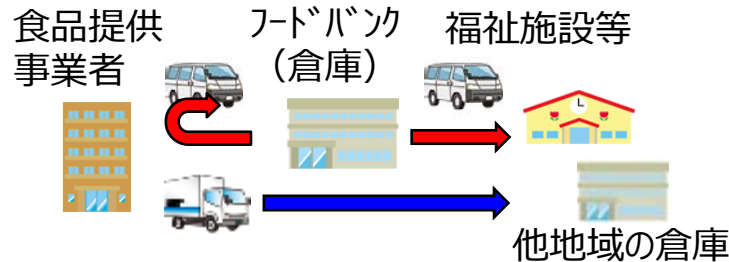
(エクセルやQ Rコードを用いた管理も)

●フードバンクの類型 食品の取扱方法によるフードバンクの分類

✓ 取扱食品や、団体規模などに応じて、主として4つのパターンがある。

在庫型

(倉庫で保管し、
必要に応じて配送)



- ・ フードバンクが倉庫を持ち、食品提供事業者から受け入れた食品を在庫として保管しながら受取先へ配送する方法
- ・ 取扱い規模の拡大に加え、品質管理やデータ管理がしやすいメリットがある

クロス ドッキング型

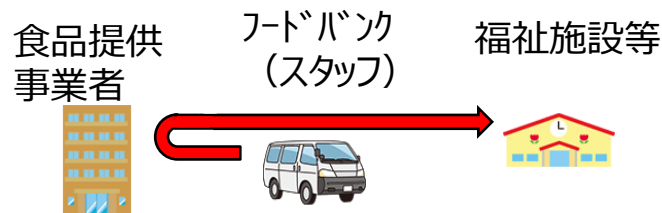
(拠点に集約
して出荷)



- ・ 受け入れた食品を一時的にフードバンク（本部などの拠点）に集約し、仕分けをしてから配送する方法
- ・ 配送の効率化（外部への委託など）や、受取先に応じた仕分けが可能

直送型

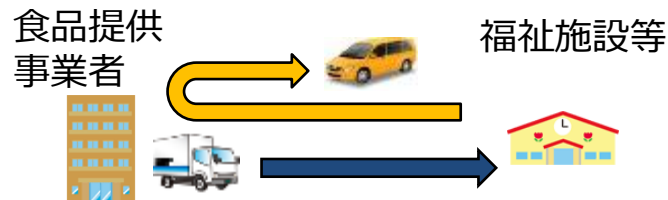
(倉庫を使わず、
直接配送)



- ・ フードバンクが派遣したスタッフが食品提供事業者から食品を受け取り、そのまま福祉施設等まで配送する方法
- ・ 小規模なフードバンクや、狭いエリア内での活動（短時間で配送）に向いている

仲介型

(輸配送は行わず、
仲介・調整に重点化)



- ・ 輸配送は食品提供事業者や福祉団体等に委託、フードバンクは調整等に特化。運営費低減が可能。
- ・ 提供企業が小売業の場合、生鮮品などを提供しやすくなる。

供給側の不安の払拭が課題！

供給側（食品関連事業者）の意見

- ・ 食品廃棄物の不正転売を受け、フードバンクから横流や不適切な廃棄をされないか不安。（物品管理をしっかりとってもらわないと供給できない。）
- ・ 衛生管理の規定を設けていないフードバンクへの提供には不安を感じる。

フードバンク側の意見

- ・ マンパワー不足。
- ・ 認知度の低さ。
- ・ 生鮮食料品の取扱の難しさ。
- ・ 要望の強い肉・魚について取扱のリスクの高さ。

○ フードバンク活動の手引き

- ✓ 食品の品質管理やトレーサビリティに関するフードバンクの適切な運営をすすめ、信頼性向上と取扱数量の増加につなげるため、手引きを作成。
(2016年11月公表、2018年9月改正)

手引きの対象 範囲

食品関連事業者等から提供された食品の譲渡に係る活動

手引きの主な内容

- ①食品の提供又は譲渡における原則
- ②関係者におけるルールづくり
- ③提供にあたって行うべき食品の品質・衛生管理
- ④情報の記録及び伝達

手引きの概要・全文はこちら
(下記サイトの「5.フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」)
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html



目 的

- ✓ フードバンク活動に対する社会的な理解がまだ十分ではないことに加え、食品の衛生的な取扱いやトレーサビリティの観点からフードバンク側の体制を懸念する声があるため、食品メーカー等が安心して食品の提供を行える環境が十分整っていない。
- ✓ このため、食品の品質確保、衛生管理及び情報管理等の適切な運営の確保に関する手引きを作成し、食品の提供者である食品関連事業者等からの信頼性向上を通じてフードバンク活動団体における食品の取扱いを促進します。

対 象 範 囲

- ✓ 国内のフードバンク活動のうち、食品関連事業者又は食品を保有する事業者から提供された食品の譲渡に係る活動を対象とします。
(調理を伴う活動については含みません。)

①食品の提供又は譲渡における原則

- ✓ 食品提供事業者とフードバンク活動団体は、**受取先の要望を踏まえ**、食品の提供又は譲渡を行いましょう。
- ✓ **消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品**は受取先に対して譲渡しないようにしましょう。

この手引きでは. . . .

食品提供事業者とは：食品の提供を行う食品関連事業者又は食品を保有する事業者

受取先とは：最終的に食品を受け取る団体及び個人

②関係者におけるルールづくり

提供食品の情報の把握

フードバンク活動団体は、提供食品の情報（名称、数量、保存の方法や保存上の注意点、消費期限や賞味期限、※アレルギー等）を入手し、保管・配送能力や保有設備等を考慮して、食品の受け入れや受入方法・周期等を検討しましょう。

※ 対象となるアレルギー

○ 特定のアレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止する観点から、容器包装された加工食品へ特定原材料を使用した旨の表示が義務付けられています。

・ 特定原材料（表示義務 7品目）：

卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに

・ 特定原材料に準ずるもの（表示推奨 20品目）：

いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉

合意書等の作成・保有

食品提供事業者－フードバンク－受取先で食品の取扱いに当たり、合意書を作成し、双方保有しましょう。

提供食品の情報の把握

フードバンク活動団体は、定款、役員名簿、事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）の写しを事務所に備え付け、食品提供事業者から、閲覧の申出があった場合には、これに応じましょう。

●トラブル防止・対応機能の強化 (食品提供事業者・受取団体との、契約書や確認書の締結)

- ✓ フードバンクでは、以下のような項目について、契約書や確認書などを交わし、トラブル防止・対応を図っている。

※契約内容の詳細はフードバンクにより異なる場合があります

契約書・合意書

- 転売禁止
- 受取先の範囲
(確認書・覚書を締結した
施設・団体に限る等)
- 報告義務
- 情報の取扱い

確認書・覚書

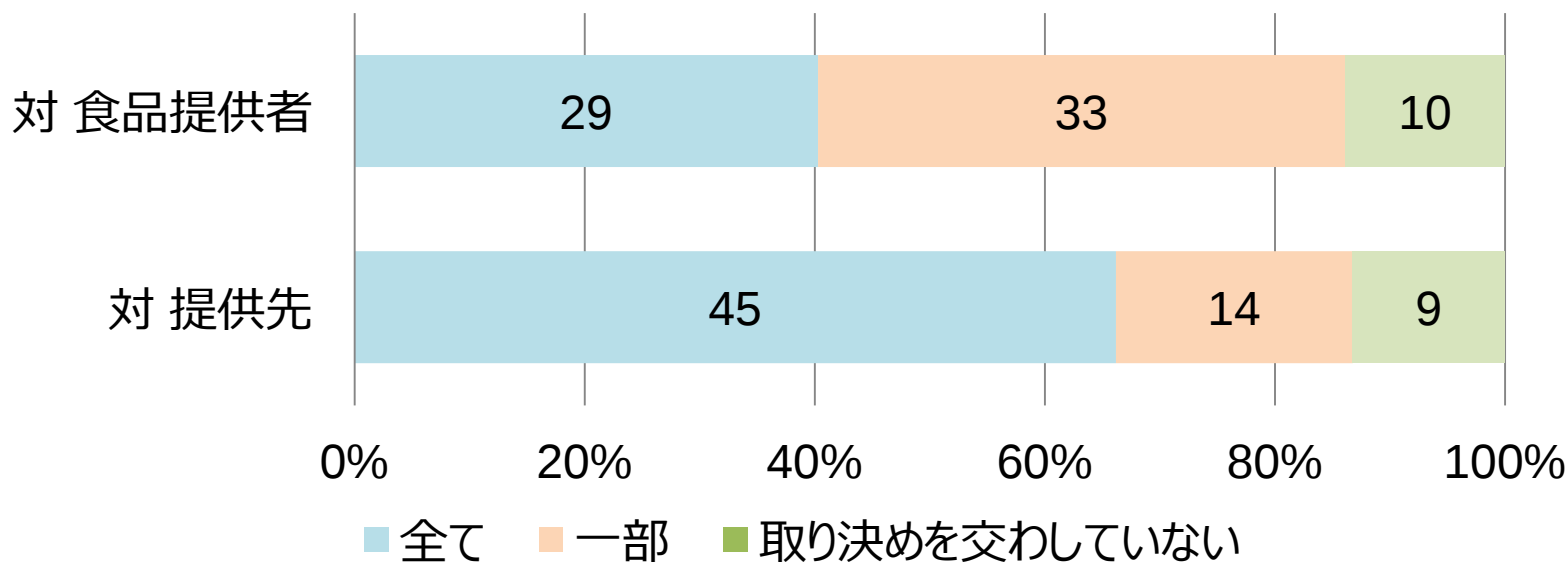
- 転売の禁止
- 事故発生時の提供企業等の
免責に関する事項
- 提供企業等への問い合わせの
禁止
- 情報の取扱い

出所：フードバンク山梨「フードバンク活動ノウハウ集」、流通経済研究所の平成29年度ヒアリング調査、農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」をもとに、流通経済研究所が作成。

● 契約の締結状況(食品提供事業者－フードバンク－受取先)

- ✓ 提供先との取り決めの締結はある程度行われているものの、食品提供者との契約締結が出来ていないフードバンクも多い。

フードバンクの取り決めの状況



※ H28委託調査結果
回答者の都合上、Nが異なる

③提供にあたって行うべき食品の品質・衛生管理

食品提供事業者

- ✓ 食品の提供を行う際、保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを事前に確認しましょう。
- ✓ 必要に応じて提供食品の保管等の基準を指定することも必要です。

フードバンク団体

- ✓ 取扱う食品に応じて、**冷蔵庫等の低温管理施設及び保冷車等**を設置・保有し、**配送時**を含めた適切な温度管理を行いましょう。
- ✓ 食品は床に直置きせず、食品衛生に悪影響を及ぼす**薬品、廃棄物等とは分けて**保管しましょう。
- ✓ 食品の取扱従事者は、**研修・講習等**を定期的に受講し、**食品衛生に関する必要な知見**を習得しましょう。
- ✓ 食品提供事業者からの送り状又は納品書、受取先からの注文又は要請の内容と、受取又は配送の準備をした**食品の名称、数量との照合**を行いましょう。
- ✓ 施設内の採光、照明及び換気を行い、動物を飼育しないようにしましょう。

④情報の記録及び伝達

食品提供事業者

フードバンク団体

- ✓ 提供食品について、次の事項に関する記録を作成し、保存しましょう。

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 名称 • 数量 • 保存の方法 • 消費期限又は賞味期限 | <ul style="list-style-type: none"> • アレルゲン • 食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別 • 入荷・出荷年月日 | <ul style="list-style-type: none"> • 食品の提供先又は受取先の氏名又は名称 • 受取場所・譲渡場所 |
|---|--|---|
- 等

- ✓ 提供食品の出荷・配送時には、送り状又は納品書などにより**提供食品の情報**を当該フードバンク活動団体又は受取先へ適切に伝達しましょう。
- ✓ **印字のズレ等**、通常の販売が困難な食品を提供する場合には、**訂正後の情報**を当該フードバンク活動団体又は受取先が認識できるよう適切に伝達しましょう。
- ✓ 提供後に**食品の安全性に疑義が生じた場合**、速やかに当該フードバンク活動団体又は受取先に伝達しましょう。
- ✓ フードバンク活動団体は、食品提供事業者の求めに応じて、提供食品の**譲渡の結果を報告**しましょう。

提供食品の品質・衛生管理

食品提供事業者

- 食品の提供を行う際、消費・賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等がないことを事前に確認。

フードバンク活動団体

- 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有し、提供食品の適切な品質及び衛生管理を行う。
- 食品衛生に関する研修等を定期的に受講し、食品衛生に関する必要な知識の習得に努める。
- 提供食品の受取時及び配送時に、消費・賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等がないことを確認。
- 定期的な清掃、害虫の進入防止等により、施設の衛生管理に努める。
- 「衛生管理について記した表（１～１３）」を参考に、フードバンク活動の実情（施設規模、食品の種類、活動範囲・頻度等）に応じて、作業従事者や管理者向けの手順書を作成。 **NEW**

情報の記録及び伝達

- 記録表等においては「**記載例**」を参考に作成し、**管理・保存**。また、保存期間は、原則1年以上とし、責任者は当該情報の記録、伝達及び保存の状況について、定期的に確認。**NEW**

記載例 3 衛生管理点検表・温湿度チェック表（日、週、月、年で管理すべき項目）

記載例 4 食品提供履歴管理表（食品提供事業者用）

記載例 5 食品提供履歴管理表（フードバンク用）

食品提供事業者

フードバンク活動団体

ア 名称	オ アレルゲン	ケ 配送場所
イ 数量	カ 安全性に重要な影響を及ぼす事項	コ 外寸
ウ 保存の方法	キ 出荷・入荷年月日	サ 重量
エ 消費又は賞味期限	ク 食品提供先名称	シ 受け渡し時の品温 等

記載例 6 廃棄・亡失管理表

記載例 7 食品の苦情対応

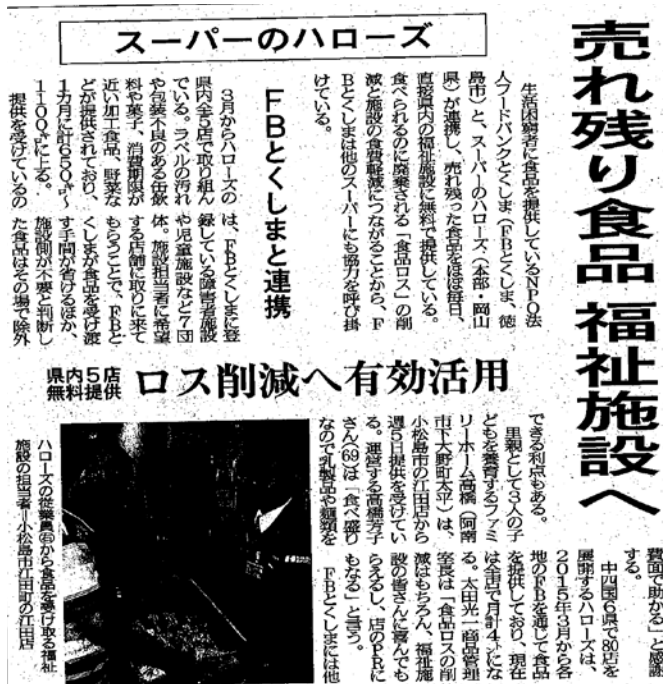


●青果物等生鮮食品提供の取組

【西友 食品提供の流れ】



【2018年9月8日徳島新聞記事】



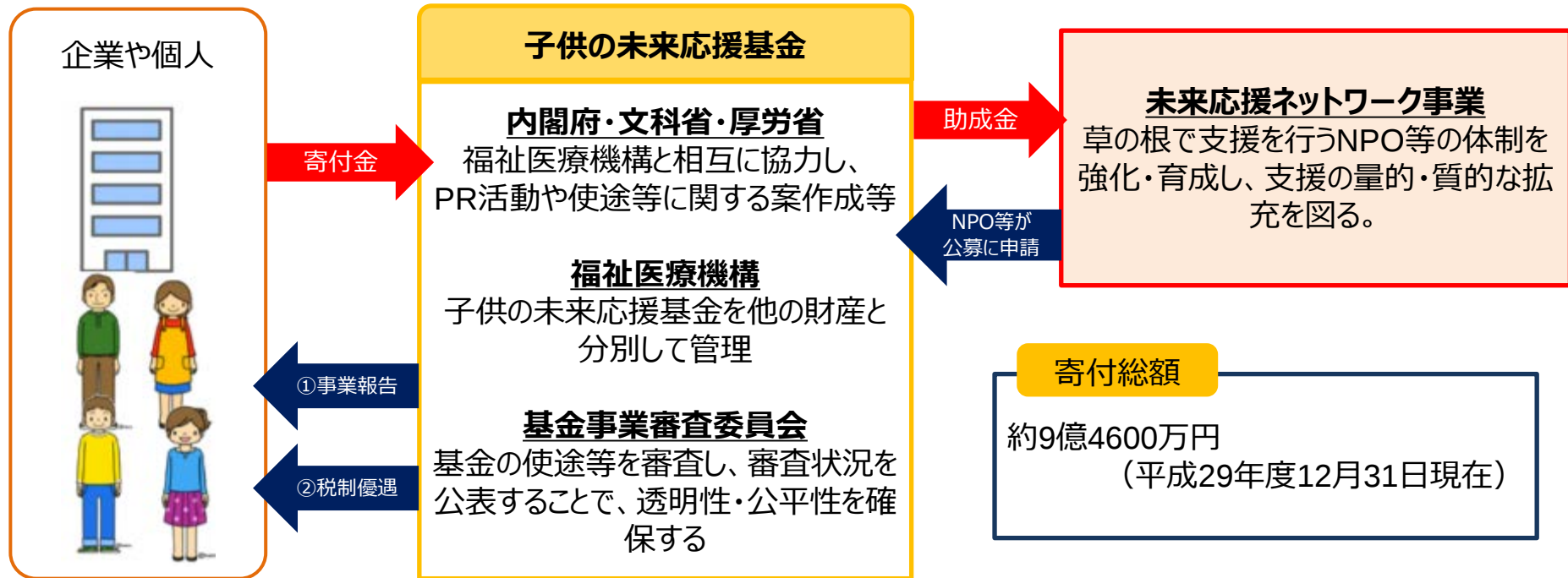
西友の取組

- ・西友と40年以上直接取引を行うJA甘楽富岡は、通常の販売対象にならない自社の「規格農産物」をセカンドハーベスト・ジャパンへ寄付。「規格外農産物」の定期的寄付のスキームを確立。
- ・2014 年10 月からの1年間では、約 2 トン分の野菜を提供。

ハローズの取組

- ・スーパーのハローズ（本部：岡山県）は月間約4トンの食品をフードバンク等に提供。
- ・規格外農産物や加工肉等の食品提供も積極的に行っており、1ヶ月で約1トンを提供。

●フードバンクへの支援①（子供の未来応援基金）



第2回支援

- **352団体**から申請のあった事業の中から、①計画性、②連携とその効果、③戦略的な広報、④継続性の観点等から審査を行い、**79団体**を採択することとなった。
- 支援総額は**約2億6800万円**であり、1団体当たり平均約330万円を支援する。（事業類型別の整理は右のとおり）

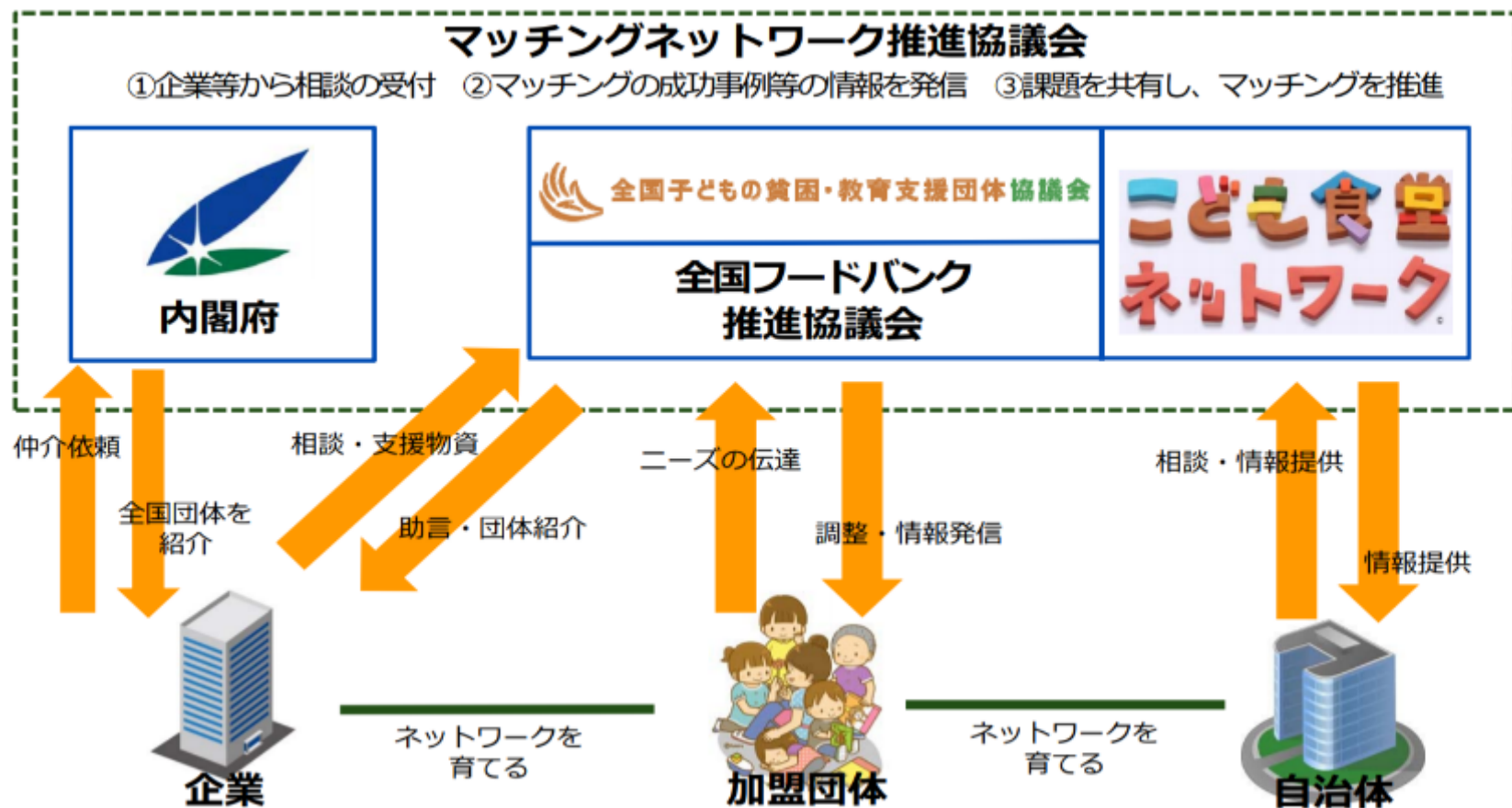
※第1回は86団体を採択（支援総額3億1500万円）

第2回未来応援ネットワーク事業 事業分類別 内訳	団体数（件）
様々な学びを支援する事業	20
居場所の提供・相談支援を行う事業	14
衣食住など生活の支援を行う事業	15
児童養護施設等の退所者を支援する事業	5
児童又はその保護者の就労を支援する事業	8
里親又は特別養子縁組の斡旋を実施又は支援する事業	1
その他、貧困の連鎖の解消につながる事業	16

●フードバンクへの支援②（マッチングネットワーク推進協議会）

農林水産省
食料産業局

- ✓ マッチングを推進していく組織として「マッチングネットワーク推進協議会」を創設。「マッチングコンシェルジュ」として、企業やNPO等の相談を受けながら、マッチング実現に向け、積極的に活動。



※マッチングネットワーク推進協議会HPより引用

●フードバンクへの支援③（農林水産省）

食料産業・6次産業化交付金 1,434百万円の内数

✓ 農林水産省では、フードバンク活動の推進・強化に向け、検討会、研修会開催や、活動における機材等のリースに係る取組を支援。

① 検討会・研修会開催、普及啓発、人材育成、団体間の連携強化の取組に対する支援（定額）

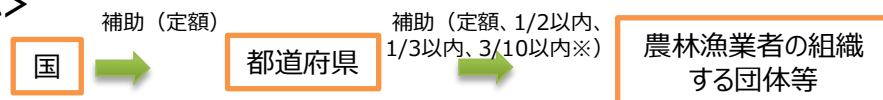
- 食品関連事業者、フードバンク活動団体、社会福祉法人等で構成される検討会を設置して、具体的な取組計画やルール策定に向けた検討を行い、取りまとめた内容を関係する職員へ説明するための研修会を開催
- フードバンク活動推進に資する普及啓発資料を作成し、フードバンク活動の関係者に普及啓発を実施
- フードバンク活動団体の人材育成に向けて、先進フードバンクでの現地研修を受講
- フードバンク活動団体間の連携強化を図るための情報交換会を開催

② フードバンク活動支援（補助率1/2以内）

- 未利用食品を一時保管するための倉庫の賃借
- 未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカーの賃借
- 食品管理の高度化を図るための食品の入出庫管理機器の賃借

※ 交付金化したことで、社会福祉協議会、都道府県、市区町村等も支援対象団体に含まれます

<事業の流れ>



※事業ごとに交付率は異なります。

●フードバンクへの支援④（その他）

○生活困窮者自立支援制度とフードバンク活動の連携

1. 自立相談支援事業の連携先として

自立相談支援事業の連携先としてフードバンク活動を行う団体と協定を締結する等により、当座の食糧に困っている生活困窮家庭に対し、**自立相談支援の中で食糧支援を実施。**

（例）各地の自立相談支援機関と、フードバンク活動を行う生協・NPO法人等の連携事例多数。静岡県では、県内35市町のうち34市町で連携

2. 自立相談支援事業等の受託者として

フードバンク活動が持つ生活困窮家庭に対するアウトリーチ機能に着目し、**生活困窮者自立支援法に基づく事業を委託。**

（例）

- ・ 食糧支援と併せて本人の自立に向けた相談支援を行う団体に対して、自立相談支援事業・一時生活支援事業を委託（富士市）
- ・ 自立相談支援事業のほか、他の社会福祉法人と共同して住居喪失者に対する食事や宿泊場所等の提供を行う団体に対して一時生活支援事業を委託（山梨市等）

3. 就労支援の協力事業所として

フードバンク活動を行う事業所が**認定就労訓練事業所や就労準備支援事業の協力事業所となり就労支援の場として機能。**

（例）

- ・ フードバンク活動を行うNPO法人の事業所を認定就労訓練事業所として認定したり、就労準備支援事業の協力事業所となってもらうことにより、仕分け、賞味期限管理、荷物の運搬等の作業に従事（静岡県）



○フードバンクへの寄附に係る税制上の取扱い

- ・ 法人がフードバンクに支出した寄附金については、一般の寄附金として一定の限度額まで損金算入。
- ・ 認定NPO法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置あり。
- ・ 金銭以外の資産（食品等）を寄附した場合には、その寄附金の額は、その寄附をした時の価額（時価）。
- ・ フードバンクへの食品の提供が、実質的に貴社の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入して差し支えない。（提供した食品の内容や量が分かる書類等を受領する必要あり）

★「ろすのん」を使って食品ロス削減に取り組んでみませんか

農林水産省
食料産業局

食品ロス削減国民運動シンボルマーク「ろすのん」



NO-FOODLOSS PROJECT

食品ロス削減に取り組む
団体・企業の皆様は、
簡単な申請だけで
ご利用いただけます。
(無料です)

お店で



「ろすのん」の説明や様式はこちら：

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227.html



コースターで



食堂で



車で

